業 税 (平成28年度) 5 個 人 事 (1) 業 種 别

		所	 得	金	 額
業 種	課税人員	所 得 金	額 事業主控	除額差別	課税所得金額 ①-②
総計		1 509 367	千円 569 492	千円 441 955	千円 1 016 925 614
第一種事業	129 665	1 063 510	591 370	480 928	693 029 663
物品販売業	9 611			173 110	30 774 310
不動産貸付業				456 010	535 692 149
製造業運送・運送取扱業				864 007 912 555	7 929 577 23 935 743
駐 車 場 業	2 614	15 943	8 828 7	304 102	8 639 726
請 負 業	23 656	117 919	885 66	386 059	51 533 826
印刷・出版業				950 853	1 267 549
料理店・飲食店業	7 160	34 645	5 171 20	758 398	13 886 773
周 旋 業				304 194	1 840 225
代 理 業				541 314	3 663 988
遊技場業				231 831 598 495	907 386 12 958 411
第二種事業	: 13	4 559	524	36 585	4 522 939
畜 産 業	: 10	4 493	632	28 262	4 465 370
水			892	8 323	57 569
第三種事業	42 226	441 297	454 121	924 442	319 373 012
医業等	5 141	46 272	2 223 14	894 936	31 377 287
法務業等				598 952	233 610 689
環境衛生業				229 784	8 820 928
その他の事業	12 285	77 873	843 35	603 134	42 270 709
あん摩業等	1 378	6 891	035 3	597 636	3 293 399

⁽備考) 1

^{1 「}所得金額」とは事業主控除前の年所得金額をいう。 2 「所得金額」、「課税人員」は、過年度相当分及び分割支店分を含まない。 3 旧非課税事業の経過措置に基づく控除額を含む。

る 第三種事業における「医薬等」とは医薬、歯科医薬、薬剤師業、「法務薬等」とは弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、不動産鑑定業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、「環境衛生業」とは理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、歯科衛生士業、歯科技工士業、「あん摩薬等」とはあん摩等の事業、装蹄師業を各々さす。